

# 学校施設使用上の遵守事項

仙台市立田子中学校  
施設開放管理運営委員会

1. 使用にあたっては、次の事項を遵守するものとする。
  - (1) 使用時間は、原則として午後9時までとする。
  - (2) 使用の際は、使用許可書を持参していること。
  - (3) 学校行事、施設等の工事、その他使用できない状況の場合は、使用を取り消すことがある。
  - (4) 使用については、管理運営委員の指示に従う。
  - (5) 施設設備は愛護して使用し、使用後は整理復元する。
  - (6) 使用中の破損、損失については、使用者の責任とし、現状に復する。
  
2. 次の点についても、お願いします。
  - (1) 異状があった場合は、必ず施設開放運営委員会あて（事務局・田子中学校：教頭）に連絡してください。
  - (2) 使用後は、窓やドア等の施錠を確認し、体育館周辺や内部の清掃を丁寧に行ってください。
  - (3) ゴミはすべて持ち帰るようにしてください。
  - (4) 校地内は、すべて禁煙です。校門の外で喫煙した場合も、吸い殻等は確実に持ち帰ってください。
  - (5) 施設使用中、無許可で使用する者がいれば、学校外に出るように注意してください。
  - (6) 駐車の際は、消防車等の緊急車両が通れるようにしてください。
  - (7) 駐車時は、施錠を確認するとともに、貴重品やバッグ類を外から見える位置（座席の上など）に置かないようにしてください。  
万一、車上荒らしや破損などの被害にあった場合には、速やかに警察に通報してください。

## 【連絡先一覧】

仙台市立田子中学校	254-2684
高砂交番	258-0957
仙台東警察署	231-7171
宮城野消防署	284-9211
// 高砂出張所	258-0900

## 【緊急の場合】

事件・事故	110番
けが・火災	119番